

⑤' 21 県民スポーツ祭 競技別運営費対象経費 基準要領

項目	内 訳	対象経費額・留意事項
報 償 費	<p>○救護員・競技役員への大会当日の日当</p> <p>○事前打合せ会は対象外</p>	<p>【対象経費額】</p> <p>救 護 員 9,000 円上限/日 競 技 役 員 1,000 円上限/日 救護員は、個人領収書 競技役員は、領収書一覧表にて提出</p> <p>※上記基準額内での支払いは源泉徴収の対象外となります。</p>
旅 費	<p>○救護員・競技役員への旅費</p> <p>○大会前の打合せ会議出席者への旅費 (会議は3回を上限とする)</p> <p>○補助員への旅費は対象外</p>	<p>【対象経費額】</p> <p>救護員・競技役員 500 円上限/日 事前打合せ会議出席者 500 円上限/日 救護員は個人領収書。 競技役員・事前打合せ会議出席者は、領収書一覧表にて提出。 事前打ち合わせの際には、打合せ資料の会次第を作成し、領収書一覧に添付すること。</p>
消 耗 品 費	<p>○大会運営に要する消耗品・救急用品・燃料の購入費 (単価 10,000 円以下で耐用年数が 2 年以内のもの) 10,000 円を超える物で競技会を開催するにあたり必ず必要な物がある場合は実行委員会事務局に相談してください。</p> <p>○参加賞、賞品代は全て対象外</p>	<p>業者の発行する領収書 ・購入明細が記載されていること (領収書の但し書が無記載や「お品代として」は不可) ・看板作成の際は、写真を提出 ・印刷物作成の際は、現物を提出</p>
食 料 費	<p>○救護員・競技役員・補助員への大会当日の食料費</p> <p>○接待用の飲料など食事とは関係のない飲料は対象外。熱中症対策として厚労省認定マーク付きの飲料は認める。</p> <p>○事前打合せ会議での食事・飲料水は対象外</p>	<p>【対象経費額】</p> <p>救護員・競技役員・補助員 750 円上限/日 (含お茶代)</p> <p>業者の発行する領収書 (単価・個数が記載されていること) ○喫食者名簿を添付すること。</p>
通 信 運 搬 費	<p>○郵便料・切手代</p> <p>○競技器材等の運搬料 (運搬車輛借上料含む)</p> <p>○振込手数料</p>	<p>送付先一覧を添付すること</p> <p>業者の発行する領収書 ・内容が記載されていること ・個人発行の領収書は不可</p>
借 損 料	<p>○施設使用料 (競技用具等借上料含む)</p>	<p>施設・業者の発行する領収書 ・内容が記載されていること ・個人発行の領収書は不可</p>

※1 上限を超えた金額については、競技・種目団体の負担とする。

※2 報償費・旅費以外の個人領収書は認めない。

※3 競技役員等の日当、旅費の一覧表は**押印**または**本人自筆のフルネームのサイン**が必要です。